

伊那市集会施設整備補助制度の概要

《対象施設及び補助基準》

| 事業区分 | 補助要件等 | | | 交付制限 |
|------------------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|---|
| | 対象施設 要件項目 | 公民館の分館又は区が管 理運営する集会施設 | 町内会・常会・組等が管 理運営する集会施設 | |
| 新築 | 補助率 | 工事費の3分の1以内 | | 前回、「水洗化」・「耐震補強」・「バリアフリー」・「LED」以外の補助金交付を受けている場合、補助金交付の日から10年が経過していない場合は対象外 |
| | 補助限度額 | 最高800万円まで | | |
| | 最低事業費 | 20万円以上 | | |
| 増築・改修 外構整備 舗装 解体 | 補助率 | 工事費の3分の1以内 | | 前回、「水洗化」・「耐震補強」・「バリアフリー」・「LED」以外の補助金交付を受けている場合、補助金交付の日から5年が経過していない場合は対象外 |
| | 補助限度額 | 最高300万円まで | | |
| | 最低事業費 | 20万円以上 | | |
| 水洗化 耐震補強 バリアフリー LED | 補助率 | 工事費の2分の1以内 | | 前回の補助金交付からの 期間制限なし |
| | 補助限度額 | 最高400万円まで | | |
| | 最低事業費 | 20万円以上 | | |

※「水洗化」・「耐震補強」・「バリアフリー」・「LED」以外の補助金とは、「新築」・「増築」・「改築」・「改修」・「外構整備」・「舗装」を指す。

※前回補助金交付の日から〇〇年経過について

(例令和4年8月1日に補助金の交付を受けた場合、令和9年7月31日(新築の場合、令和14年7月31日)以降でなければ補助金の申請はできない。(ただし、「水洗化」・「耐震化」・「バリアフリー」・「LED」については、この制限は当てはまらない。))

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

《共通事項》

(1) 補助金の重複調整

・他所管の事業により併せて補助金の交付を受ける場合は、その補助金額を差し引いた額を交付します。

(2) その他

①原則として、主建物と同一敷地内に位置するものに限り対象とします。

②附属建物の新築・増築・改築・改修は、原則として土地に定着性があるものに限り対象とします。

(例:【対象】倉庫 【対象外】簡易物置 など)

③新築及び改築する場合の建物の解体処分費は、工事費に含むことができます。

④設計・監理費及び建築確認申請手数料は、対象工事費に含むことができます。(組合加入金等は対象外)

⑤複数の事業区分をまたぐものについては、区分ごとに見積りを徴収し、それぞれそれぞれの補助率を適用する。

⑥補助金の交付を受けた者が、5年(新築は10年)以内に補助対象の集会施設を除去しようとした場合は、補助金を次の計算式に従って返還するものとします(ただし、災害等、補助金の交付を受けた者の責めに帰すことのできない事由による場合はこの限りではない)。

$$\langle\langle\text{返納額}\rangle\rangle = \frac{(5_{※} - \text{補助金交付後の経過年数})}{5_{※}} \times \text{補助金交付額}$$

※新築の場合は10

《定義》

| 区分 | 定義 |
|--------|---|
| 新築 | 更地に集会施設の主建物又は附属建物を建設する事業 |
| 増築 | 既存建築物の床面積を増加させる事業 |
| 改築 | 建築物の一部を除去し引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる事業 |
| 改修 | 建築物の一部を修繕する事業及び集会施設の機能維持を目的とする付属設備の設置又は修繕する事業 |
| 水洗化 | 公共下水道又は農業集落排水施設への接続(合併処理浄化槽の設置を含む)のために建築物を改築又は改修する事業 |
| 耐震補強 | 地震に対して安全な構造となるよう建築物を補強する事業 |
| 外構整備 | 主建物及び敷地の機能維持・保全又は独立性の確保を目的とする外部工作物を建築又は修繕する事業 |
| 舗装 | 舗装材料で土地の表面を固めることにより耐久性・安定性を増加させる事業(バリアフリーではないものとする) |
| 解体 | 既存の対象建物の全部又は一部を取り壊す事業 |
| バリアフリー | 手すりの設置、スロープの設置、段差の解消又はトイレの様式化により既存の対象建物における移動を円滑にする事業 |
| LED | 既存の対象建物の照明(LEDを除く。)をLEDに交換する事業 |